

2014年12月1日

## ～コンビニでは初、12月1日(月)から～ **新たに「セブン-イレブン」で免税サービスを開始！** **外国人旅行者にも“近くて便利”を追求！**

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 最高執行責任者<COO>：井阪 隆一）は、外国人旅行者を対象に免税品目が大幅に拡大されたことに伴い、本日12月1日（月）より、新たに免税サービスを開始しますのでお知らせいたします。

セブン-イレブンでの免税サービスでは、お客様は専用の買物カゴをご利用いただき新設された免税カウンターで決済いただきます。またセブン銀行のATMは、海外で発行されたキャッシュカードやクレジットカードでの現金引き出しが可能であり、外国人旅行者の利便性がより高まります。

なお、グループの「イトーヨーカドー」「そごう・西武」においても既に免税サービスを拡充しております。セブン&アイグループでは、引き続き便利で魅力あるサービスとともに、安心してご利用いただけますようお客様のお買物をサポートして参ります。

記

### <セブン-イレブン免税サービスの概要>

- ・実施日 2014年12月1日（月）より
- ・実施店
  - ①セブン-イレブン 浅草雷門前店（東京都台東区）
  - ②セブン-イレブン 西院駅南店（京都市右京区）※今後、店舗立地を精査した上で拡大の予定
- ・サービス概要
  - ・お客様のお買物の流れ
    - ①対象商品を「免税商品専用買物カゴ」に入れてお買物
    - ②レジカウンターに新規設置された「免税カウンター」へ
    - ③ご購入商品、ご本人パスポート、ご利用カード（クレジットをご利用の場合）をご提示
    - ④購入者誓約書にサイン
    - ⑤レシート「合計」の金額から消費税を除いた金額をお支払。
  - ・4つの言語（中国、台湾、タイ、英語）による「免税ガイド」をカウンターに設置
- ・対象商品 「消耗品」：飲食品、飲料類、酒、薬品、化粧品、日用品、電池等
  - \*対象商品における免税適用の購入額は上記でそれぞれ異なります。
  - \*対象商品は、個人使用および日本国外へ持ち出すものに限りです。



Japan. Tax-free Shop

以上